

農林水産省補助事業

米国食品医薬品局

輸入食品の事前通知

クイックスタートガイド(仮訳)

2017年3月

日本貿易振興機構 (ジェトロ)

農林水産・食品課

本仮訳は、2014年10月に公表された米国食品医薬品局「輸入食品の事前通知クイックスタートガイド」に関する情報をジェトロが仮訳したものです。ご利用にあたっては、原文もご確認ください。

<https://www.fda.gov/Food/GuidanceRegulation/ImportsExports/Importing/ucm121048.htm>

【免責条項】 本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

お役立ち度アンケートへのご協力をお願い

ジェトロでは、米国食品安全強化法（FSMA）への対応の参考とすることを目的に本仮訳を実施しました。ぜひお役立ち度アンケートにご協力をお願いいたします。

◆本仮訳のお役立ち度（必須）

役に立った まあ役に立った あまり役に立たなかった 役に立たなかった

その理由をご記入ください。

◆本仮訳をご覧になり、実際にビジネスにつながった例がありましたらご記入ください。（任意）

◆今後のジェトロの調査テーマについてご希望等がございましたら、ご記入願います。（任意）

◆貴社・団体名（任意）

◆お名前（任意）

◆メールアドレス（任意）

◆企業規模（必須） 大企業 中小企業 その他

FAX 送信先：03-3582-7378 ジェトロ農林水産・食品課宛

本アンケートはインターネットでもご回答頂けます

(<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/afa/fsma>)

※お客様の個人情報につきましては、ジェトロ個人情報保護方針に基づき、適正に管理運用させていただきます。また、上記のアンケートにご記載いただいた内容については、ジェトロの事業活動の評価および業務改善、事業フォローアップ、今後の調査テーマ選定などの参考のために利用いたします。

【資料名：米国食品医薬品局 輸入食品の事前通知クイックスタートガイド（仮訳）】

輸入食品の事前通知クイックスタートガイド

事前通知—始める前に

[FDA Industry Systems のページ](#)のログインボタン、または**輸入食品の事前通知に関するホームページ**のログインページを選ぶ。アカウント ID とパスワードを入力し、ログインする。(アカウント作成のヘルプは、[アカウント新規作成クイックスタートガイド](#)を参照。)

その他の FDA システムの次に進み、FDA 統一登録・一覧システムのリストから事前通知を選ぶ。

注： 必須入力項目は、データボックスの隣に * が付してある。他のデータはすべて、任意である。

事前通知—ステップ 1

- ・新たに事前通知を提出する場合は、「新規のウェブ通関を作成」を選ぶ。
- ・ウェブ通関または事前通知を既に始めており、そこに戻りたい場合は、「既存のウェブ通関を探す」または「既存の事前通知を探す」のいずれかを選ぶ。

事前通知—ステップ 2

- ・プルダウンメニューから通関タイプを選ぶ。

通関タイプ

- **消費**——税関・国境取締局 (CBP) が時間や用途の制限を課すことなく、米国の商業に直接向かう輸入食品に用いられる PNSI 通関タイプ。消費通関は、最も一般的な CBP および PNSI の通関タイプである。
- **消費 (急送会社)** ——上記の消費通関タイプと同じだが、急送会社経由で荷物を送ると、航空貨物運送状 (AWB) 番号や船荷証券 (B/L) 番号の代わりに、荷物問い合わせ番号が与えられる点を考慮する。この通関タイプは、急送会社経由で食品を米国に送る荷主のみが用いる。顧客の代わりに事前通知を送信する急送会社は、用いてはならない。
- **郵便(商業目的)**——商業目的により国際郵便で到着する食品の PNSI 通関タイプ。

- **郵便（非商業目的／非商業荷主）**——非商業の送り主が発送し、非商業目的により国際郵便で到着する食品の PNSI 通関タイプ。
- **非公式**——価値または他の制限により、消費目的、すなわち使用または販売のため通関される一定の商業、非商業および郵便の荷物を対象とする PNSI 非公式通関タイプ。ほとんどの場合、非公式通関は、食品の価値が 2,000 ドル以下の場合に利用できるが、割当（クォータ）／ビザの制限を課せられる一定の食品は除く。
- **手荷物**——個人が食品を携行するまたは他の形で伴うとき、かつ、食品が当該個人の個人用（自分、家族または友人用）であるときに用いられる PNSI 通関タイプ。
- **倉庫**——保税倉庫に送られる輸入食品の PNSI 通関タイプ。関税と手数料は、食品が消費のため搬出されるまで、倉庫に収められた商品に課せられない。（税関通達第 537 号は、保税倉庫、利用者のコスト、さまざまなタイプの保税倉庫、輸入業者にとっての保税倉庫活用の利点とは何か、商品の通関・取扱い・貯蔵手続き、保税倉庫の設置の仕方を説明している。）
- **外国貿易地域**——外国貿易地域（FTZ）への搬入が認められた食品の PNSI 「通関」タイプ。FTZ とは、法的に関税領域外として確保された地域をいう。国内外の食品は正規の通関手続きや関税・物品税の支払いを経ずに、FTZ に搬入できる。
- **即時輸送**——荷揚げ港から保税のまま通関または処分のため別の港に輸送される食品の PNSI 通関タイプ。
- **保税担保による一時輸入（TIB）**——米国に一時的に入り、原産国に再輸出される趣旨の食品の PNSI 通関タイプ。ただしその食品は、CBP の監督下で一定時間以内に米国から搬出されるのを条件とする。
- **保税運送後輸出**——他国への輸出だけを目的として、米国の通関港から別の港に保税のまま出荷される食品の通関タイプ。
- **保税運送後輸出（T&E）**——急送会社——上の保税運送後輸出の通関タイプと同じだが、AWB 番号や B/L 番号の代わりに荷物問い合わせ番号を発行し、最終荷受人に発行する必要のない急送会社を通じて出荷されることを考慮する。この通関タイプは、急送会社経由で食品を米国に送る荷主のみが用いる。顧客の代わりに事前通知を送信する急送会社は用いない。

事前通知—ステップ 3

ウェブ通関（作成）

- 「通関情報」を入力する。
 - 通関識別子を入力する。分からない場合は、「分からない」の欄を選ぶ。
 - 今回のウェブ通関で提出する事前通知の件数を入力する。
（注：包装のサイズや製造業者が異なるものもふくめ、それぞれ異なる製品に対し、個別に事前通知が必要になる。）

事前通知—ステップ 4

ウェブ通関（作成）

- ・「到着港」情報を入力する。
 - 港コードが分からない場合は、プルダウンメニューから州を選択し、「港コードを探す」ボタンを活用する。
 - カレンダーのアイコンを用い、「到着予定日」を入力する。
 - プルダウンメニューを用い、「到着予定時間」を入力する。

事前通知—ステップ 5

ウェブ通関（作成）

- 「[提出者](#)」情報を入力する。2009年5月6日以降、提出者／送信者の完全な住所、電話番号および電子メールアドレスが、必須情報になる。
- あなたが提出者であれば、「あなたはこのウェブ通関の提出者ですか」の質問の答えに「はい」を選ぶ。輸入業者情報に進む。
- 提出者でなければ、「いいえ」を選ぶ。プルダウンメニューから提出者の国名を選び、「提出者入力」のボタンをクリックする。
 - 事業者名および完全な住所、並びに提出者の氏名、電話番号および電子メールアドレスを入力する。
 - 「保存」を選ぶ。

事前通知—ステップ 6

ウェブ通関（作成）

- ・ 「[輸入業者](#)」情報を入力する。
 - 輸入業者が提出者と同じ場合、「輸入業者は提出者と同じですか」の質問の答えに「はい」を選ぶ。運送人情報に進む。
 - 提出者でない場合、「いいえ」を選ぶ。プルダウンメニューから輸入業者の国名を選び、「輸入業者入力」のボックスを選ぶ。
 - 輸入業者の名称と完全な住所を入力する。
 - 「保存」を選ぶ。

事前通知—ステップ 7

ウェブ通関（作成）

- ・ 「[運送人](#)」情報を入力する。
 - プルダウンメニューから「輸送モード」を選択し、「運送人入力」のボックスを選ぶ。
 - SCACまたはIATAコードを入力する。分からない場合は、「コードを探す」ボタン

を用いる。

- 運送人が個人所有の車両の場合、SCAC または IATA コードの代わりに、車両ライセンス番号と、ライセンスプレート番号を交付した行政区画／州を入力する。
- B/L、AWB または荷物問い合わせ番号を適宜入力する。
- 「保存」を選ぶ。

事前通知—ステップ 8

ウェブ通関（作成）

- 「保存」を選ぶ。
- タイトルが「ウェブ通関（作成）」から「ウェブ通関（閲覧）」に変わる。
- 「[事前通知作成](#)」ボタンを選ぶ。

事前通知—ステップ 9

事前通知：物品（作成）

- プルダウンメニューから「物品の発送元の国」を選ぶ。

事前通知—ステップ 10

事前通知：物品（作成）

- 物品拒否情報を入力する。
 - 物品がどこかの国で通関を拒否されたことがある場合は、「はい」を選ぶ。
 - 「はい」の場合、物品の通関を拒否された国を選ぶ。
 - 物品がどの国からも通関を拒否されたことがなければ、「いいえ」を選ぶ。

事前通知—ステップ 11

事前通知：物品（作成）

- 「物品情報」を入力する。
 - 「FDA プロダクトコード」を入力する。分からない場合は「検索ボタン」を選び、プロダクトコードを表示させる。
 - 一般名／販売名を入力する。

事前通知—ステップ 12

事前通知：物品（作成）

- 「物品識別子」情報を適宜入力する。
 - 例えば、酸性化または低酸性缶詰食品や乳児用調整乳など、ロットコードまたはプロダクトコードが必要な物品の場合、「追加」を選ぶ。

事前通知—ステップ 13

事前通知：物品（作成）

- ・ 「数量・包装」情報を入力する。
 - トラックに積んだ干し草など、ばら積みの物品の場合、基本単位をもとに量を入力し、「ばら積み荷物」のボタンを選ぶ。
 - 「保存」を選ぶ。
 - 他の物品はすべて、最小包装のサイズとして基本単位を入力する。
 - 例えば、荷物に炭酸水の缶が入っていれば、基本単位は 20 オンス、液体となるだろう。あるいは、荷物にキャンディの袋が入っていれば、基本単位は 1 ポンド (avdp) となるだろう。
 - 最も大きな包装から最も小さな包装へと順序立てて、数量を入力する。
 - 例えば、荷物に 1,000 ケース入っており、各ケースにキャンディ 100 袋が入っている場合、「数」に 1,000、「包装タイプ」の下にケースと入力する。次の行で、「数」に 100、「包装タイプ」に袋と入力する。
 - 「計算」を選択し、総数量をチェックする。
 - 「保存」を選ぶ。
- ・ タイトルが「事前通知：物品（作成）」から「事前通知：関連施設（閲覧）」に変わる。

事前通知—ステップ 14

事前通知：[関連施設](#)（閲覧）

- ・ 「製造業者」情報を入力する。
 - プルダウンメニューから FDA 生産国を選ぶ。
 - 「製造業者を入力する」を選ぶ。
 - 「食品施設登録番号」、都市および郵便番号を適宜記入する。
 - 食品施設登録番号が分からない場合、ページの下の方に進み、「製造業者が登録不要または登録番号が不明」のボックスを選ぶ。
 - プルダウンメニューから、登録番号を提供しない理由を選ぶ。
 - 製造業者の名称と完全な住所を入力する。
 - 今回のウェブ通関に関連する他のすべての事前通知で、この製造業者をデフォルトにすべきかどうかに応じて「はい」または「いいえ」を選ぶ。
 - 「保存」を選ぶ。

事前通知—ステップ 15

事前通知：関連施設（閲覧）

- 「荷主」情報を入力する。
- プルダウンメニューから、荷主の事業所が所在する国を選ぶ。

- 「荷主を入力する」を選ぶ。
- 荷主が今回の通関の他の主体と同じ施設の場合、「荷主はこの施設と同じ」のプルダウンメニューから選択し、「保存」を選ぶ。
- 荷主が今回の通関の他の主体と同じ施設でない場合、名称と完全な住所を入力する。
- 今回のウェブ通関に関連する他のすべての事前通知で、この荷主をデフォルトにすべきかどうかに応じて「はい」または「いいえ」を選ぶ
- 「保存」を選ぶ。

事前通知—ステップ 16

事前通知：関連施設（閲覧）

- ・ 「所有者」情報を入力する。
 - プルダウンメニューから、所有者の事業所が所在する国を選ぶ。
 - 「所有者を入力する」を選ぶ。
 - 所有者が今回の通関の他の主体と同じ施設の場合、「所有者はこの施設と同じ」のプルダウンメニューから選択し、「保存」を選ぶ。
 - 所有者が今回の通関の他の主体と同じ施設でない場合、名称と完全な住所を入力する。
 - 今回のウェブ通関に関連する他のすべての事前通知で、この所有者をデフォルトにすべきかどうかに応じて「はい」または「いいえ」を選ぶ
 - 「保存」を選ぶ。

事前通知—ステップ 17

事前通知：関連施設（閲覧）

- ・ 「最終荷受人」情報を入力する。
 - 「最終荷受人を入力する」を選ぶ。
 - 最終荷受人が今回の通関の他の主体と同じ施設の場合、「最終荷受人はこの施設と同じ」のプルダウンメニューから選択し、「保存」を選ぶ。
 - 最終荷受人が今回の通関の他の主体と同じ施設でない場合、名称と完全な住所を入力する。
 - 今回のウェブ通関に関連する他のすべての事前通知で、この最終荷受人をデフォルトにすべきかどうかに応じて「はい」または「いいえ」を選ぶ
 - 「保存」を選ぶ。

事前通知—ステップ 18

事前通知：関連施設（閲覧）

- ・ 米国 CBP が当該物品を保管施設に向かわせた場合に限り、「保管施設」情報を入力する。

事前通知ーステップ 19

事前通知の提出

- 「事前通知提出」のボタンを選ぶ。
- データを確認し、正しければページ下部の「はい」を選ぶ。間違いが見つかった場合は「いいえ」を選ぶ。

事前通知ーステップ 20

ウェブ通関の終了

- 「ウェブ通関を終えてもよいですか？」
 - 今回のウェブ通関で事前通知を追加する必要がある場合は、「いいえ」を選ぶ。
- 「事前通知作成」を選び、上記ステップ 9 から 19 に従い、事前通知情報を入力する。
 - 今回のウェブ通関に付随する事前通知が他になければ、「はい」を選ぶ。
 - 事前通知確認番号と全提出情報をプリントアウトするため、「サマリーを印刷」を選ぶ。

最終更新：2014年10月1日

米国食品医薬品局

輸入食品の事前通知クイックスタートガイド（仮訳）

2017年3月作成

日本貿易振興機構（ジェトロ）農林水産・食品部 農林水産・食品課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
Tel. 03-3582-5186

禁無断転載